

まんのう町人権教育・啓発に関する 基本計画

まんのう町

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 人権教育・人権啓発の基本的あり方・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 人権を取り巻く状況

- 1 国際的経過と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 国・県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 本町における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 人権教育・啓発の推進

- 1 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 人権啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 各人権課題に対する取り組みの推進

- 1 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 女性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 5 障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 6 外国人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 7 HIV感染者・ハンセン病回復者等・・・・・・・・・・・・ 26
- 8 インターネットによる人権侵害・・・・・・・・・・・・ 28
- 9 さまざまな人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第5章 人権に関わりの深い特定職業従事者への取り組み

- 1 行政職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 教職員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 医療・保健関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 4 福祉関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第6章 効果的な計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 相談・支援に関する施策の充実・・・・・・・・・・・・ 32
- 4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

資 料（関係法令）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例
まんこの町人権擁護に関する条例 部落差別の解消の推進に関する法律
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

21世紀は、「人権の世紀」と言われています。「人権教育のための国連10年」が1995（平成7）年に定められたことを踏まえ、人権問題が今世紀の重要課題として認識され、国際的に人権尊重の機運が高まっています。

1947（昭和22）年に施行された日本国憲法第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と、基本的人権を一人ひとりの生命と自由、幸福追求権と定義しました。第14条では「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と平等を明記しました。これを根拠に1965（昭和40）年、同和対策審議会は「同和問題は最も深刻な人権問題である」とする答申を出しました。答申を具体化した同和対策事業特別措置法によって同和行政や同和教育がスタートしました。さらにその後は国連などによる国際的な人権尊重の流れも加わり、日本では同和問題の取り組みから様々な人権問題の取り組みへと人権教育・啓発活動が広がっていきました。

本町は、2006（平成18）年3月20日、琴南町、満濃町、仲南町が合併し誕生しました。旧町時代から長年にわたり、差別のない心豊かな共生社会の実現をめざし、差別意識の払拭や教育上の格差の解消に取り組むとともに、同和対策事業・地域改善対策事業を通じて、人権にかかるもっとも深刻、かつ重大な同和問題の解決に向けた取り組みが積み重ねられたことにより、住環境の改善等に一定の改善が図られました。

しかし、差別意識は依然として根深く、人権に関する正しい知識や日常生活で活かされるような人権感覚が十分身につけているとは言いがたい状況があります。

また、近年の急激な社会情勢の変化によって、本町においても人権に関する新たな課題が生まれ、これまで以上に積極的・効果的な取り組みが求められています。

そこで、ここに本町の実情に合わせた「まんのう町人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）を中長期的な展望の下に、策定することとしました。

2 人権教育・啓発の基本的あり方

2000（平成14）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育啓発推進法）では、人権教育とは、人権尊重の精神と態度を涵養する教育活動のことで、参加体験型の人権教育を推進するとともに、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであります。その活動を効果的に推進していくためには、参加体験型の人権教育を推進するとともに、対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要があります。

また、人権啓発とは、人権尊重の理念を普及させ、これについて住民の理解を深めることを目的とした広報のことで、あらゆる場での学習機会を通じて、自分の考え方や価値観を問い直し、人権尊重の意識や態度を育むことが重要です。

この基本計画において、町民一人ひとりが、人権教育・啓発を通じて、人権尊重について「自ら考え」「理解と認識を深め」「相手の心を思いやる心を育み」「自分の生き方の基本として身につけ」日常生活の中で「行動化（実践）」していくことをめざします。また、人権文化を育てていくことにもつなげていきます。

（1）町民が主体となる人権教育・啓発の推進

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は誰もが住みやすい社会であり、町民一人ひとりの努力によって築きあげられていくものです。社会の一員として、私たち自らが人権尊重の担い手であることを認識し、人権教育に主体的に取り組むことが、人権文化の創造を実現するためにもっとも必要なことです。

このような視点に立って人権教育・啓発活動を推進するとともに、全ての町民にあらゆる機会を通じて人権教育の取り組みに参加してもらえよう学習機会の提供や広報・情報の提供に努めるなど、住民の興味や関心にマッチした魅力的な内容で参加しやすい人権教育を推進する学習環境を計画的に整えていきます。

（2）人権尊重の視点に立った行政の推進

「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」という地方自治法（第一条の二）の規定に基づき、すべての人の人権が尊重される社会を築くため、本町においては人権の保障が行政の根幹であることを常に認識し、人権尊重の視点に立った行政の推進に、より一層取り組む必要があります。このため、職員一人ひとりが、自らの人権意識を高めるとともに、常に人権尊重の視点に立って、公務の

遂行に努めていきます。また、人権尊重の行政を進めるため、国・県、他市町等の行政機関、町内の企業や民間団体等と、それぞれの役割をふまえた上で、連携と協力を図ります。

(3) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

生涯学習の理念に基づき、子どもから大人まで各年齢層に応じて、家庭、学校、地域社会、職場等あらゆる場と機会を通じた多様な人権教育・啓発を推進します。

3 計画の性格

- (1) 「人権教育のための国連10年」町行動計画を引き継ぎ、今後の人権教育・啓発を総合的に推進するために策定します。
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨をふまえたものです。
- (3) 「まんのう町人権擁護に関する条例」の目的を達成するため、必要な人権施策を積極的に推進するためのものです。
- (4) この計画の推進をもって「人権教育啓発推進法」第5条の規定（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

4 計画の目標年次

この基本計画の目標年次は、2026（平成38）年とする。

第2章 人権を取り巻く状況

1 国際的経過と背景

20世紀に起こった二度にわたる世界大戦は、多くの人命を奪い、人々の生活を破壊しました。その反省から、1948年（昭和23年）第3回国連総会において人権の国際的基準として「世界人権宣言」が採択されました。その宣言の中には「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とうたわれました。その後、宣言の理念は、多くの条約や宣言に採択され、各国の憲法や法令に具体化されてきました。

こうした中、これまでの人権活動の成果を検証するとともに、また現在もなお地域紛争やテロ等により尊い人命が奪われて、人権が侵害される状況が続いていることから1993年（平成5年）ウィーンにおいて「世界人権会議」が開催され、全ての人権が普遍的であり、人権尊重が国際的に関心事項であるとし、人権教育の重要性が確認されました。

また、1994年（平成6年）第49回国連総会において、人権文化の構築を目指し、世界規模で人権教育を推進する「人権教育のための国連10年」（平成7年～平成16年）が採択されました。「国連10年」も2004年（平成16年）末をもって終了しましたが、人権教育をより実効性のあるものとするために、2004年（平成16年）12月の第59回国連総会において「人権教育のための世界プログラム」に取り組む決議が採択されました。そして、2005年（平成17年）1月から2007年（平成19年）12月までの3カ年を第一段階と定め初等・中等学校制度における人権教育の推進に取り組むこととし、2010（平成22）年からは第二段階として高等教育及び公務員への人権教育が、2015（平成27）年からは第三段階としてメディア関係者への人権教育が取り組まれています。

2 国・県の動向

日本国憲法は、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として、第14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と差別の禁止をうたっています。

国は、「人種差別撤廃条約」を批准し、国際社会と足並みをそろえてきました。

しかし、今なお同和問題をはじめとしたさまざまな人権侵害問題があり、基本的人権が完全に確立されていない状況にあります。差別の撤廃と人権の尊重は人類普遍の基本理念であり、人権の確立にむけての努力が必要であることから、1997（平成9）年7月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定してきました。

また、わが国固有の人権問題である同和問題に関しては、1965（昭和40）年の同和对策審議会答申を受けて、約33年間特別措置法に基づく各種施策が推進されてきましたが、1996（平成8）年5月の地域改善対策協議会の意見具申において、今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、人権教育・啓発の推進と「人権侵害による被害の救済等の対応」であるとの指摘がなされました。

この答申を受けて、2000（平成12）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき、2002（平成14）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、政府はこの基本計画により、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することになりました。

県においても、2003（平成15）年12月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、国や市町、関係団体と連携を図りながら、積極的に人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。

3 本町における取り組み

本町では、これまでも同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等さまざまな人権問題の解決に向けて、それぞれの課題に対応して、各種施策に取り組んできましたが、依然として多くの課題を抱えています。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されたことをふまえ、合併前に旧3町で人権教育・啓発を推進するために、1998（平成10）年7月、「町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、2001（平成13）年3月に、町における人権教育の基本方針と施策の方向を示す「人権教育のための国連10年」町行動計画を策定しました。

また、3町が合併した2006（平成18）年3月には、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、部落差別をはじめ、あらゆる差別を速やかに解消し、もって人権擁護の意識の高揚を図り、差別のない明るいまんのう町の実現に寄与することを目的とする「まんのう町人権擁護に関する条例」（1995（平成5）年旧3町で策定済）を施行しました。

2008（平成20）年4月には、「元気まんまん まんのう町ー改革と協働、輝きの町ー」を将来像とする10年間（平成20～29年度）の町政運営の基本となる「まんのう町総合計画」を策定しました。

この総合計画の中でも特に、人権教育・啓発に関しては、町民一人ひとりが自尊心や人権意識を高め、自らの人権を守る力を身につけるとともに、他の人の人権や生命を尊重し、差別やいじめ、虐待がなく人権が尊重される社会の実現を図る取り組みの推進を掲げています。

さらに、町民が、その発達段階に応じ、家庭、学校、地域社会、職場その他のさまざまな場を通じて、人権尊重の理念について理解を深め、実行ができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の導入及び町民の自主性の尊重を旨として推進します。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼い頃の家庭教育に始まり、保育所、幼稚園・小学校から高等学校・大学に及ぶ学校教育、地域社会とのかかわりの中で養われていきます。家庭、学校、地域社会が一体となり、生涯学習の視点に立って、幼児期(就学前)からの発達段階をふまえ、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

(1) 学校教育の推進

本町の教育行政は、人権にかかわる問題を子どもたちが正しく理解・認識するため、人権教育(保育)の充実を掲げています。人権教育では人間尊重の精神を培い、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養います。教育全体を通じて、偏見や不合理な差別をなくすための指導の徹底をはかり、人権にかかわる重要課題の根本的解決を図るために、人権教育基本方針を定めています。

① すべての学校教育(保育)活動における人権教育(保育)の推進

学校(園)におけるすべての教育(保育)活動を通して、幼児、児童、生徒に人権尊重の意識を育み、高める取り組みを進めます。

そのため、子どもが安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努め、人権についての学習を充実させるとともに、各教科等においても人権を尊重する人間の育成に向けた取り組みを積極的に進めます。幼児、児童、生徒が自他の人権についての理解を深め、主体的に考え論議し、行動につながるができるよう、生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習を取り入れる等、指導方法の改善・充実に努めます。

② 学びの習慣化と基礎学力の充実

学習権は、人間の生存にとって不可欠な、基本的人権の一つです。基礎学力の充実、学習権を保障することであり、「生きる力」の育成に大きくかかわるものです。すべての子どもたちの学ぶ意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎学力の定着向上を図るため、「わかる授業」を展開し、一人ひとりの実態に応じた、きめ細かな指導に努めます。

③ 実践的研究の推進と学習資料の充実

人権教育の推進のために、実践的研究や調査研究を行う研究校等の指定とともに、その成果を広く活用できるよう努めます。また、各校で地域や児童、生徒の実態に即した取り組みが進むよう、推進体制や実践的研究等について指導・助言を行うとともに、人権教育指導資料の充実に努めます。

④ 指導体制の充実

人権教育を各校で展開するためには、すべての教職員等（以下、保育士を含む）が「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を深く理解したうえで、確かな人権意識・感覚を持ち、積極的に取り組むことが必要です。人権教育（保育）における教職員等の役割を明確にするとともに、資質の向上を図るための研修等指導体制の充実に努めます。

⑤ 家庭、学校、地域が一体となった人権教育の推進

幼児、児童、生徒がその発達段階に応じながら、しかも一貫した人権教育を受け、主体的に行動する力を身につけることができるよう、家庭、学校、地域社会が一体となった人権教育の推進に努めます。

(2) 社会教育の推進

地域社会は、人と人との出会いを通し、よりよい生き方を学ぶ大切な教育の場であり、実践の場でもあります。地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつける等、地域の実情をふまえた人権教育の推進に努めます。

人権啓発の拠点施設である隣保館、公民館等の福祉や社会教育施設等を活用した、行政、社会教育関係団体、民間団体等との広範な人権教育ネットワーク化の推進に努めます。

① 家庭教育の充実

家庭教育の重要性について、学習の機会を設けるとともに、積極的な啓発活動を展開し、こども園、公民館等が地域社会の子育て支援の拠点として、その役割が果たせるよう機能の充実に努めます。

② 人権教育を進めるための指導体制の充実

関係機関、団体等と連携し、人権教育の推進力となる熱意と説得力をもった指導者の養成を図るとともに、社会教育関係団体指導者の指導力を強化し、地域の人権教育活動の積極的推進に努めます。また、専門的な資質を培う研修や講座の充実に努めます。

③ 生涯学習機会の提供

町民の自主的・自発的学習活動を促進し、あらゆる場を通じて人権教育及び啓発の推進を図るため、行政センター、公民館等におけるさまざまな生涯学習の機会を提供し、人権尊重の精神、合理的・科学的思考、社会連帯意識の高揚等、人権問題解決のための人権教育及び啓発活動の積極的推進に努めます。

④ 効果的な教材・資料や手法の開発・整備

国・県や他市町をはじめ関係機関・団体等が、作成・開発してきた教材・資料の有効活用と、対象者の年齢や意識等に配慮し、親しみやすいテーマやDVDなどわかりやすい表現を用いる等、効果的な教材や手法の開発と整備に努めます。特に、フィールドワークや参加型の体験型教育は人権教育に効果的であることから、積極的に取り入れていきます。また、香川県人権啓発展示室の利用についても、促進します。

⑤ 地域が一体となった人権教育の推進

県や近隣の市町村、隣保館、公民館等の福祉や社会教育施設等の連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能の充実を図るとともに、町民の自主的な学習活動の支援に努めます。また、町内で組織されている人権にかかわる関係機関・団体等の連携を促進し、地域ぐるみの人権教育の推進が図られるよう、その支援に努めます。

2. 人権啓発の推進

すべての町民一人ひとりが、人権の尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自分のこととしてとらえ、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発の推進に努めます。

(1) 町民への人権啓発

町民一人ひとりが、人権を自分の問題としてとらえなおし、基本的人権の尊重やさまざまな人権問題に関する正しい知識を習得するとともに、多様な価値観や考え方を身につけることができるよう、さまざまな学習機会の提供や効果的な手法による啓発活動の推進に努めます。

人権啓発にあたっては、町民の興味や関心を的確にとらえ、町民が自分の問題として受け止め、行動に反映されるよう、日常生活の中にある身近な人権問題を取り上げる等、より効果的な手法で推進に努めます。

① 多様な学習機会の提供

人権に関する正しい知識を習得し、多様な価値観や考え方を受け止めることができるよう学習内容を充実し、講演会や座談会、人権課題を持つ当事者との交流、イベント、出前啓発など多様な機会の提供に努めます。

② 啓発内容・方法の充実と多様な啓発媒体の活用

啓発にあたっては、身近な課題や具体的な事例の紹介等内容・方法を工夫し、「広報まんのう」、「長尾会館だより」、行政音声告知放送や町ホームページ等あらゆる啓発媒体を活用し、有効な啓発に努めます。

③ 国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実

「同和問題啓発強調月間」（8月）や「人権週間」（12月4日～10日）等の取り組みの機会をとらえ、仲多度郡人権・同和施策推進連絡協議会による3町が連携した様々な講演会や、啓発活動をはじめ、県や他市町村、法務局や人権擁護委員等香川人権研究所等の人権NPOとの連携を図りながら、より効果的な啓発の推進に努めます。

（2）企業等への人権啓発

企業や団体は、多くの人々とかかわって活動しており、社会に対して大きな影響を与えていることから、その活動には環境や人権への配慮等社会的責任（CSR）があるとされています。企業等の活動が顧客や取引先、従業員などの個人情報を保護するなど基本的人権に配慮したものとなるよう、啓発に努めます。

① 企業内の推進体制の充実

さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深める、企業内人権研修を町としても支援するとともに、企業内リーダーを養成するための研修の充実を図ります。

② 企業内人権研修への支援

採用差別やセクシュアル・ハラスメント等、企業等における人権問題の解決には、企業主等が人権問題について正しく理解、認識することがきわめて重要であることから、企業主等への啓発に努めます。さらに、商工関係団体や農業団体等さまざまな業界関連団体に対し、積極的に人権教育・啓発に取り組むように情報提供や適切な助言・指導に努めます。

③ 就職・職業の機会均等の確保

就職・職業の機会均等の確保のため、企業に対し、社会的責任を自覚し、個人の能力と適性に基づく公正な採用を行うよう啓発に努めます。

第4章 各人権課題に対する取り組みの推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とされ、そして、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」と指摘されています。

このことをふまえ、国においては、同和問題の早期解決を図るため、1969（昭和44）年の「同和対策特別措置法」（同対法）の施行以来33年間、特別措置法に基づく特別対策を中心に、施策を推進してきました。

その結果、特別対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）は経過措置を含めて、2002（平成14）年3月末をもって終了しました。

本町においても、同和問題の解決は行政の責務であるとの認識のもとに、同和問題の解決を町政の重点施策と位置づけ、各分野において積極的に施策を推進してきました。

しかし、結婚に対する意識や悪質な差別落書き等に見られるように依然として根深いものがあり、同和問題が解決したという状況には至っていません。2015（平成27）年の意識調査によると、本町では、部落差別は「まちがいだ」との回答が約62%ですが、他方、約20%が肯定し、約15%が「わからない」と回答しています。近年ではインターネットを使った差別表現等の新たな問題も生じてきています。

また、弁護士、司法書士、行政書士等の、いわゆる「八士業」に認められている「職務上請求権」の悪用による戸籍謄本や住民票を不正に請求する悪質な身元調査事件も発覚しています。

さらに、同和問題の解決を妨げ、誤った認識を植えつける「えせ同和行為」の問題も残されています。

このような状況の中、同和問題の早期解決を図るために県は1996（平成8）年、「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚と就職の際における同和関係の身元調査を禁止しました。さらに2016年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国および地方公共団体は部落差別解消に向けた教育啓発や相談、差別実態調査などの取り組みを積極的に推進する責務が課せられま

した。

(2) 施策の基本方針

① 施策の方向

「同和対策特別措置法」に基づく特別対策事業は、2002(平成14)年3月をもって終了しましたが、あらたに2016(平成28)年12月16日「**部落差別の解消の推進に関する法律**」が施行されました。この法律は、部落差別は、許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要課題であり、国や地方公共団体は、実情に応じた相談体制の整備、教育・啓発活動を実施し、解消に向けた取り組みを行うように求めるといった内容となっています。

このことを踏まえて、本町としても、結婚問題をはじめ、依然として根深く存在している差別意識や偏見を解消するために、より効果的な諸施策の実施を積極的に推進します。

② 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

前述の意識調査では、行政の取り組みとして同和問題の教育・啓発への期待が最多の47%であることから、これまでの同和教育や啓発活動の成果・手法を活かしながら、同和問題を人権問題の重要な柱と位置付けて積極的に推進します。

町民一人ひとりが、同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない社会の実現に主体的に取り組むことができるよう、指導者の育成に努めるとともに、研修会や講演会の開催等の教育・啓発を推進します。

また、部落の先祖を「きよめ役」と考える教科書の新しい記述を紹介するなど各種啓発資料の整備や情報提供の充実に努めるとともに、当事者との交流を通して部落の現実を学ぶように、地域に密着したきめ細かな啓発活動の継続的な取り組みができるよう、講習会や研修会、地域懇談会等への支援に努めます。

さらに、結婚及び就職に際して同和地区関係者かどうかの身元調査を禁じた「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」など、同和問題を解決するために一人ひとりがすべき取り組みの周知に努めます。た、戸籍等個人情報の不正取得から町民のプライバシーや安全・人権を守るため、「登録型本人通知制度」の周知と登録促進について啓発に努めます

③ 雇用の促進

就労については、本人の適性と能力に応じた公正採用の促進、就労の安定を図っていく必要があるため、地域の実情に応じた職業相談を行います。

また、企業に対しては、公正な採用による就職の機会均等と人権問題についての正しい理解と認識が必要であることから、本籍や家族に関する個人情報などを収集してはいけないこと等を事業主に啓発を行うとともに、公正な採用システムが確立されるよう働きかけていきます。

③ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、同和問題を口実とする不当な要求や行為であり、これまでなされてきた啓発の効果を一举に覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。行政や企業等の適正な業務の障害となるものであり、到底放置することはできません。このため、関係機関や他市町と連携しながら、庁内においてはまんのう町不当要求行為等防止対策要綱により対応し、また、適切な対応等について事業主をはじめ広く町民に対し周知を図るなど、「えせ同和行為」排除に努めます。

④ 地域交流を促進するための取組

同和問題の解決を図るためには、広域的な地域の住民が、交流を図ることを通じて相互理解を促進し、その地域が一体となったコミュニティを形成することが有効です。

長尾会館については、これまで隣保館が役割として担ってきた総合相談窓口のノウハウを役立てながら、住民の方々にとって「人権のワンストップサービス施設」として利用されるように努めます。関連機関と連携を図り、研修機会の提供や広報・交流活動を積極的に推進し、地域内外の共通課題にも積極的に取り組むことで、偏見・差別の解消を目指します。

2 女性

(1) 現状と課題

1999(平成11)年6月から施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、国、地方公共団体、国民のそれぞれが果たす役割が明らかになりました。また、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等や配偶者等からの暴力も重要な人権問題であるとの認識が深まり、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されるなど、法律や制度面でも、男女共同参画社会実現のための整備がなされてきました。県においても、2001年(平成13)年11月に「かがわ男女共同参画プラン」を策定するとともに、2002(平成14)年4月には「香川県男女共同参画推進条例」を施行し、女性の人権が尊重され、真に心の豊かさを実感できる社会の実現に向けた取り組みを進めています。

本町では、2006(平成18)年8月に、「まんのう町男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、同年11月には、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。そして、2008(平成20)年4月には、具体的な男女共同参画の取り組みの指針となる、「まんのう町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて推進に努めています。

しかしながら、依然として「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、さまざまな分野で男女平等が実現されていると言えない状況にあります。また、育児・介護休業法がありながら制度のない事業所が多く、また制度があっても利用できる状況にない実態が見られます。

今後も、男女が互いの基本的人権を尊重し、対等な社会の構成員として、自らのもてる能力を発揮して活躍できるよう、「男女共同参画社会基本法」や「まんのう町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の早期形成をめざす必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 男女共同参画社会実現の促進

「まんのう町男女共同参画プラン」の基本理念である「性別にかかわらず、互いに尊重し、誰もが輝くまちづくり」を実現するために、男女が、性別、年齢にかかわらず、互いに尊重しあい、自らの意志によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保され、喜びも責任も分かち合えるまちを行政、事業所、町民が三位一体となつてつくっていきます。

また、町の審議会等委員への女性の参画拡大を一層推進するとともに、町職員の男女共同参画を促進するため、女性職員の管理職への登用、職員研修の実施及び女性の職域の拡大を推進します。

② 個人の尊重と男女平等意識の定着

男女平等及び人権尊重の意識が定着すること並びに男女共同参画に関する意識が深まることをめざして、家庭、学校、地域等社会のあらゆる分野において、教育・啓発活動の充実を図ります。

女性の人権が尊重される性教育や健康・医療に関する正しい認識の啓発に努め、さらに性の商品化や夫・パートナーからの暴力を防止する啓発を国や県及び関係機関と連携して努めます。

③ 雇用の分野における男女共同参画

男女の雇用の機会均等と平等な待遇等の就業条件の整備を関係機関と連携して広報・啓発に努め、企業トップへの周知・徹底を進めます。また、働く女性、共働き世帯が安心して子育てができる保育サービスの充実や学童保育の支援等、仕事と子育て等が両立するための環境整備を図ります。

一方、職場におけるセクシュアル・ハラスメントをなくすための体制づくりや相談事業の推進を県や関係団体とともに努めます。

3 子ども

(1) 現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境は、少子化の進行、都市化や核家族化、共働き家庭の増加等により急激に変化しています。そういった変化が、家庭や地域社会の子どもたちを育てる機能を低下させ、さらに有害情報の氾濫や性の商品化等によって子どもを取り巻く環境をますます悪化させております。

家庭では、過保護、過干渉、放任、児童虐待等の問題が生じています。地域社会においては、地域住民の相互教育作用が低下し、また近所の友だちと自然の中で遊ぶことが減り、人とふれあう機会や人間関係づくりを学ぶ経験が不足しております。

学校では、「教育は人なり」といわれるように教職員等の果たすべき役割は極めて重要ですが、多様な教育課題を抱える中で、教職員等による体罰問題あるいは不登校やいじめの問題等も生じています。

さらに、不審者や身近な人によって幼い命が奪われるという、痛ましい事件が後を絶ちません。

このような状況にある子どもたちの健全な発達と成長を支援することや、安全性を確保することが大きな課題となっており、子どもに対するあらゆる暴力の排除や、いじめ問題の早期解決に向けた推進体制の強化・充実に努めるとともに、本町の「まんのう町次世代育成支援行動計画」（2005年～2009年）に沿って、家庭、学校、地域、職場、関係諸機関、行政等が連携し社会全体で、子どもが健やかに成長する権利を擁護していく取り組みを推進する必要があります。

また、「まんのう町総合計画」の中では「子ども・若者輝きプロジェクト」をシンボルプロジェクトとして位置づけ、家庭・地域・学校が連携し、子どもたちの遊びや様々な体験機会を充実させ、子どもの学ぶ意欲や生きる力を育み、自立を支援する取り組みを進めています。

(2) 施策の基本的方向

① 「児童の権利に関する条約」の理念の周知とその具体化

「児童虐待」や「児童の権利に関する条約」の周知と具体化に努め、子どもたちが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されるよう啓発活動を推進していきます。

そのため、学校においては、子ども一人ひとりの人格を認め、人権を尊重した教育や学校運営を行います。また、保護者や地域と連携しながら、子どもたちが主体的に取り組む活動を地域全体で支え、地域に根ざした人づくりを進めていきます。さらに、公民館等の社会教育施設を利用した活動の充実にも努めます。

家庭においては、すべての子どもの人権が尊重される養育が行われ、家庭が安心できる場所であるよう、また、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。

② いじめや不登校等の問題に対する取組

いじめや不登校等の問題は子どもの人権に関わる重大なものであり、早急に解決しなければなりません。子どもにとって学校は勉学と社会生活の場であり、一人ひとりの人格が認められる場でなくてはなりません。このため、学校教育においては子どもの個性を尊重して、自尊感情を育成することによって自信をもった子どもを育てるような教育内容を創造するなど、一人ひとりが生き生きと活動できる学校づくりに努めます。あわせて、家庭においても保護者が子どもを人権を持った人間として尊重することを啓発し、子どもがストレスからいじめの加害者にならないようにします。

また、研修を通じて教職員等の資質の向上と生徒指導体制の充実を図るとともに、学ぶ喜びや目標達成の成就感をあげさせるカリキュラムを編成するなど、生涯学習の基礎を培えるよう家庭、学校、地域社会と連携し体制整備に取り組み、これらの問題の解決に全力を傾注します。

そして、学校に行きたくても行けない児童生徒や悩みを抱える児童生徒のために教育相談体制を整え、子どもたちが、「自分づくり」を行い、自己実現を図ることができるように支援を進めます。

④ 児童虐待防止の取組

児童虐待は近年増加の一途にあり、抵抗できない幼い児童にとって計り知れない苦痛と傷を負わせるものです。このことから、「児童虐待の防止等に関する法律」の周知とともに、児童虐待の発生予防児童虐待ではと思った者が通報する義務の周知、早期発見、早期援助及び再発防止を行うための体制づくりに努めます。

また、被害を受けた子どもに対しては、西部子ども相談センター、保健、福祉、教育、警察等との適切な連携により、児童の保護に努めます。

学校教育においては、家庭、地域の関係機関と密接な連携を図りながら児童虐待の防止に努めます。また、子どもたち相互、子どもたちと教職員の望ましい人間関係づくりを図りながら、子どもたちの心のサインを見逃さないように努めます。

④ 健やかな成長への取組

今日の子どもを取り巻く現状と課題は、学校（園・所）のみでは対応しきれない変化と諸要因があり、家庭、地域社会、関係諸団体との連携や啓発等の取り組みを進めなければなりません。

子どもたちが、自立をはかり、個性や能力をいかんなく発揮し、人権尊重の精神や国際性を育むことのできる環境を整備することが急務となっています。このような認識の上に家庭、学校（園・所）、地域社会、職場、関係諸団体それぞれが緊密な連携を図り、環境や福祉等のボランティア活動、自然とのふれあい等自主的、主体的な活動を促進し、豊かな人間性をもつ子どもたちの育成に努めます。

また、学校における教育相談体制の整備や研修による教職員の資質の向上、さらに保護者や各種機関とも連携を図る取り組みを推進します。

4 高齢者

(1) 現状と課題

我が国の高齢者人口は年々増加の一途をたどり、総務省によると2016（平成28）年の高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口割合）は27.3%となっています。

特に、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増える中で、寝たきりや認知症の高齢者が急速に増加することに伴い、要介護状態になって介護を必要とする人も多くなり、介護の期間も長くなってきています。

本町の高齢化率は2016（平成28）年現在36.2%で、独居高齢者や高齢者のみ世帯といった高齢者世帯も全体のおおよそ2割を占め、超高齢地域となっています。

このような社会的背景の中、高齢者ができるかぎり要介護状態になることなく、健康でいきいきとした生活を送ることを支援するために、2000（平成12）年4月に介護保険制度が施行されました。

介護保険制度は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、「自立支援」をめざすものであり、その根底にあるのは、「尊厳の保持」です。

現在、本町では、高齢者の多様なニーズに対応するため、2006（平成18）年3月に、保健・介護予防サービスをはじめ、介護保険サービスの具体的な目標や生きがいづくり等の方針をまとめた「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、サービス提供体制、健康づくりや、生きがいづくりなどの充実に努めています。

しかしながら、一部で顕在化する高齢者に対する身体的、精神的虐待への対策と認知症高齢者の財産管理や身上監護等を支援するための権利擁護が必要となってきています。

高齢者の尊厳を保持する支援の確立のために、介護予防とリハビリテーション（本来の意味は、「権利・資格・名誉の回復」）の充実が求められています。

(2) 施策の基本的方向

① 意識改革

国連第2回高齢化世界会議（2002年、スペイン：マドリッド）では、高齢者は貴重な体験や知識もった人材であるという政治宣言が採択されました。高齢者を「社会のベテラン」と見る新しい高齢者観が広がるように努めます。

② 権利擁護

増えることが見込まれる認知症高齢者等の財産管理や身上監護等の権利を擁護するための地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の啓発を図るとともに、利用するにあたっての支援体制の充実を図ります。また、高齢者虐待を防止するために認知症に対する正しい理解について啓発を進めます。

③ 保健福祉サービスの充実

高齢者が住みなれた地域で安心していきいきと自立した日常生活を送ることができるよう、支援に必要なサービスを提供するための体制の整備に努めます。

5 障がい者

(1) 現状と課題

「平成 28 年版障害者白書」によると、全国の障がい者総数は 860 万 2 千人（身体障がい者 393 万 7 千人、知的障がい者 74 万 1 千人、精神障がい者 392 万 4 千人）となっています。手帳を持たない人や高齢化によって身体機能が低下した人、ストレスなどによる心の病（メンタルヘルス）を持つ人も少なくなく、障がい者は身近なところにいます。自分もいつ病気やケガを負うかもわかりません。しかし、2015（平成 26）年の香川県県政世論調査によると、障がい者福祉に関心が持てない理由は「自分に直接関心がないから」が 45%でトップになっています。まず障がい者の人権を自分のこととして理解することが教育や啓発の課題といえます。

国連では障害者権利条約が 2006（平成 17）年に採択されました。同条約は障がい者に対するあらゆる差別を禁止し、障がい者の権利を確保するために過重にならない範囲でできる限り配慮する「合理的配慮」の実施を求めています。

条約を受けて日本政府は障害者基本法を改正し、障がいのある人とない人の共生社会づくりを国、地方公共団体等の責務と決めました。障がい者の定義に「社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が加えられ、障がい者問題は社会の問題であるということになりました。障害者雇用促進法が改正されて障がい者雇用率は民間 2.0%、国・地方公共団体等 2.3%、都道府県等教育委員会 2.2%に引き上げられ、さらに障害者虐待防止法が施行されて養護者、障がい者福祉施設関係者や雇用主による虐待を発見した人は都道府県や市町村に通報する義務が課せられました。

2016（平成 28）年度から障害者差別解消法が施行され、障がい者差別（障がいを理由とする不当な差別）が禁止され、国・自治体などには合理的配慮が法的義務とされ、民間は努力義務とされます。このため、何が不当な障がい者差別に当たるのか、障がい者から配慮を求められた場合にどんな合理的配慮ができるのか、障がいの種類や程度に応じて対応できるように正しい理解と実践力が求められています。特に行政職員や教職員、医療・保健関係者、福祉関係者など、人権に関わりの深い特定職業従事者にとっては人権教育啓発の重要な課題です。

(2) 施策の基本的方向

① 啓発活動の推進

障がいや障がいのある人に対する偏見、無理解といった「心のバリア」を取り除くため、障がい者の人権について継続的に啓発・広報活動を展開し、病気やケガを負っている人に対して「障がい」（社会的障壁）を作らないように一人ひとりが配慮する意識の醸成と障がい者虐待の防止に努めます。

② 交流の場の充実

障がいのある人の入所施設や作業所等での入所者や利用者との交流、また各種催しを通じて障がいのある人との交流の場を得ることができるよう、交流機会の創出に努めます。

③ 教育の充実

障がいや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、小・中学校での福祉教育、また社会教育における各種講座の中に、高齢者疑似体験や福祉ボランティア等参加・体験型のプログラムを積極的に取り込むよう努めます。

6 外国人

(1) 現状と課題

情報化社会の加速化、交通網の発達により、世界には遠くて近い国がますます増えていきます。人、物、金、文化、情報等の交流が海を越えて広がり、他国との相互依存関係もさらに深まっています。

そして、国際交流の活発化に伴い、アジア諸国を中心に多くの国からさまざまな人々が来られ、隣人として生活を共にする機会が増えていきます。それらの人々の中には、留学や就労等により一時滞在するだけでなく結婚等により永住する人も多く含まれています。また、わが国の歴史的経緯に由来して在住する人々も多くいます。

しかしながら、現実には、偏見や差別が生まれたり、言語、文化、習慣等の違いから相互理解がまだ十分ではなく、現実には、偏見や差別が生まれたり、住居、労働、福祉、医療、教育等のさまざまな分野でトラブルが起こったりすることもあります。また最近、外国人への人種差別や遍路道や休憩所での外国人に対する差別貼り紙など、「ヘイトスピーチ」と呼ばれる外国人を不当に日本から排除する動きが各地で起きており、2016年に「ヘイトスピーチ対策法」（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が施行され、地方自治体には地域の実情に応じた施策を講ずる義務が課せられました。

このような課題を解決するためには、異なる国籍・文化的背景をもった人々が、さまざまな文化や違いを認め合いながら、公平で人権を尊重する多文化共生をつくる必要があります。

(2) 施策の基本的方向

異なった文化や習慣をもつ人々に偏見や排除意識を持たず、自然に交流し、共に生きていくための資質の向上を図るため、国際理解教育を推進し、人権尊重の意識高揚に努めます。

来町する人、在住し生活する外国人が日々の生活を安心して過ごせるように住居、労働、福祉、医療、教育等の分野で生活情報や啓発パンフレットを多言語で作成する等情報提供に努め、交通案内・防災案内等標識にも可能な限りの外国語を併記し、暮らしやすい環境づくりを進めます。

また、学校教育においては、外国人のもつ文化、習慣等を尊重するなど国際化時代にふさわしい人権意識を育てる教育の推進を図ります。

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

(1) 現状と課題

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、回復者のみならず、その家族にまでさまざまな人権問題が生じています。感染症については、まず、医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、感染症及び感染者、患者や回復者、家族等に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮が必要です。

① HIV感染者等

国内の状況を見ると、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)の感染者及びHIV感染者の発病後の状態であるエイズ患者に対しては、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇等の問題が発生しています。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

このような状況をふまえ、すべての人の生命の尊さや、生存することの大切さを広く町民に伝えるとともに、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくするための教育・啓発を行う必要があります。

② ハンセン病回復者等

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。したがって、ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないものですが、従来、わが国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策が採られてきました。

1996(平成8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することとなりましたが、療養所入所者の多くは、家族や親族との関係を絶たれ、根強く残る誤解や差別のために、また、入所者自身の高齢化等に

より、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況、さらには、入居拒否等の差別や嫌がらせにより社会復帰が困難な状況にあります。

また、2001(平成13)年5月11日、ハンセン病元患者等に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下され、これが契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされ、国によるハンセン病元患者等に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

このような状況をふまえ、すべての人の生命の尊さや、生存することの大切さを広く町民に伝えるとともに、ハンセン病回復者に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

さらに2009(平成21)年に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」は、ハンセン病による差別の禁止(第3条)②療養所を一般施設として開放する(第12条)③入所者に今後も引き続いて従来どおり介護や医療を保障する(第7条)などをさだめています。

(2) 施策の基本的方向

あらゆる感染症患者やその家族等に対する偏見や差別をなくしていくためには、正しい知識と理解を深めていくことが最も重要であることをふまえ、あらゆる機会を通じて普及・啓発活動を進めていきます。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及で、電子メールの利用やホームページによる情報の送受信が簡単にできるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

このインターネットは、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板のような不特定多数の利用者の間で行われる情報の送受信等が行われています。

しかしながら、これらはいずれも匿名による情報発信が可能であり、また、簡単に情報発信が出来るようになるため、さまざまな問題が発生しています。なかでも、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載等の人権を侵害する情報の発信あるいは暴力やわいせつ情報等のいわゆる有害情報の発信が行われているのも事実です。

このため、国において、2002(平成14)年5月、インターネット等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダー等による敏速かつ適切な対応を目的に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任法)が施行されました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。

(2) 施策の基本的方向

① 情報モラルの向上に向けた取組

「プロバイダー責任法」の趣旨等をふまえ、国・県等と連携しながら、プロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を求め、有害情報への適切な対応を促すとともに、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるために啓発活動を推進します。

② 学校や社会教育における情報教育

インターネットによる人権侵害の発生を未然に防ぐため、情報に関する教育をはじめ、総合的な学習の時間等、さまざまな学習機会をとらえ、インターネットやスマートフォンなどによる書き込みは、匿名であっても必ず発信者が記録されるので、だれが発信者か分ること、インターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯罪への対応方法、知的所有権やプライバシー保護のあり方等についての学習を推進します。

また、情報教育を通じて、溢れる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、情報化の影の部分についての理解を深め、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせるよう努めます。

9 さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

現在の日本の社会には、これまで述べてきた人権課題のほかにも、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護、刑を終えて出所した人びとに対する偏見や差別、アイヌの人びと、性同一障がいの人びとに関して正しい知識の理解不足からくる偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者とその家族の問題、ホームレス、東日本大震災による原発事故に伴う放射能の風評被害等、地域の特性や社会情勢を背景にしたさまざまな新しい人権問題があり、個人や社会への人権意識の浸透と高揚にともない、今後も増加するものと思われます。

(2) 施策の基本的方向

これらの問題に対応していくためにも、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性が生じています。国や県の動向を注視するとともに、積極的な要請や働きかけを行っていきます。特に学校では性同一性障がい児童生徒に対する配慮につとめ、本人のプライバシーを尊重しつつ、保護者と学校が連携して差別やいじめが起きないようにします。

第5章 人権に関わりの深い特定職業従事者への取り組みの推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、行政職員、教職員、医療・保健関係者、福祉関係者等は、人権について正しい理解を深め、常に人権を尊重した態度と行動でそれぞれの職務を遂行することが必要です。

本基本計画では、本町の人権に関わりの深い特定職業に従事する者に対して、特に積極的に研修等の取り組みを推進します。

1 行政職員

地方公務員法（法律第261号）第34条1項では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」として、地方公務員が、個人情報等の「秘密を守る義務」を明記しています。

地方公共団体における業務の大部分は住民の個人情報に関わるものであり、その取り扱いに関しては、個人のプライバシーが侵されることのないよう、個人情報の管理には、細心の注意が求められています。

また、町民生活に影響を持つ行政の場にある町職員は、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。そのために、職員一人ひとりが豊かな人権感覚をもって、関係法令にしたがって職務を遂行する態度を養うため、職員研修の充実に努めます。

2 教職員等

教職員等は、子どもの人権を擁護し、かつ教育活動全体を通じて、子どもの人権意識を育てる使命をもっています。

特に、学校（園・所）における人権教育（保育）の推進にあたっては、子どもたちの模範となる教職員等自身が人権問題についての理解と認識を深める必要があり、教職員等のたゆまぬ自己研鑽が求められると同時に、子どもたちの人権尊重の意識を高めるための教育（保育）活動を行う実践力を身につける必要があります。さらに、教職員等は、人権問題を自分自身の問題として捉え、自らの意識改革を図ることが大切です。このため、教職員等一人ひとりが豊かな人間性を身につけ、人権感覚を磨くための研修や指導方法の工夫・改善をめざした研修の充実に努めます。

3 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健・医療関係者は、人の命と健康を守ることを使命とし、疾病の予防や治療、保健指導等の役割を担っており、医療現場における患者のプライバシーに関わることも多く、その職務の性質上関係法令の遵守（コンプライアンス）など、人権に対する配慮が特に求められています。

4 福祉関係者

民生委員、児童委員、社会福祉協議会職員、介護関係職員、その他社会福祉関係事業に従事する者は、子どもの保育、高齢者及び障がい者の生活相談や身体介護等の業務に直接関わっています。

このため、職務の遂行にあたっては、人としての尊厳と個人のプライバシーの尊重等、人権意識に立脚した判断力と行動力が求められています。

こうした認識に立ち、今後も機会を通じて人権意識を高めるための研修会の実施に努め、人権意識の高揚を図っていきます。

5 その他

弁護士や司法書士等、八士業者、不動産業者、興信所などの調査業者、結婚相談者などは、個人情報や差別につながりやすいプライバシーとのかかわりが深いことから、人権意識をたかめてもらうために関係法令の遵守（コンプライアンス）や個人情報の保護、結婚・就職等での部落差別防止の県条例などについて情報提供をすすめます。

第6章 効果的な計画の推進

1 推進体制

この基本計画は、副町長を本部長とする「まんのう町人権同和施策推進本部」を核とし、全庁あげて取り組み、必要な事項は協議しながら整備します。

2 連携

この基本計画に基づき、人権教育・啓発を効果的に推進するためには、国（香川地方法務局等）・県と相互の連携を図ることが大切であり、そのためには公的機関だけでなく民間団体や企業、関係諸団体との意見交換や連絡調整・連携を大切にし、情報や機会の提供等機能と効率を高めていくよう努めます。

3 相談・支援に関する施策の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受ける恐れのある人に対する相談・支援活動は人権教育・啓発と並んで、重要な取り組み課題です。また、町民が自己実現のため主体的な活動に取り組めるよう、自立や社会参加を支援することも重要です。そのため、国・県や近隣市町との連携・協働を図りながら、相談・支援に関する取り組みの充実に努めます。

4 計画の見直し

この基本計画は、国や県の動向、社会情勢の変化及び本町の実情や状況等に的確に対応し、必要に応じて見直すこととします。

用語解説

H I V

ヒト免疫不全ウイルス。エイズ（後天性免疫不全症候群）は、H I Vに感染し発症した状態のことを言う。H I Vに感染しても、すぐにエイズになるわけではなく、5～10年以上は無症状の保菌者という状態となる。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989（平成元）年11月の国連総会で採択。意見表明権、子どもの最善の利益を優先すること、表現の自由、結社・集会の自由、教育についての権利や経済的な搾取からの保護など子どもの権利を包括的に規定している。我が国は、1994（平成6）年4月に締結した。

職務上請求

特定八業種のそれぞれの全国組織（例、日本行政書士会連合会等）が独自で作成した「戸籍謄本及び住民票の写し等職務上請求書」で戸籍謄本や住民票の写しを取得することができる。当然、第三者からの依頼であることが前提。

特定八業種とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士のこと。

人権差別撤廃条約

名称は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」である。条約は第1条で「人種、皮膚の色、世系または民族的もしくは種族的出身」に基づく差別を「人種差別」と定義し、第4条ではあらゆる形態の人種差別の撤廃を締約国及び地方自治体などに義務づけている。

ストーカー行為

「相手が自分に愛情や関心を抱いている（抱くようになるはずだ）」といった一方的な思い込み等により、執拗に相手をつけ回すこと。

性同一障がい

生物学的な性と自分は男である、女であるという意識が一致しないという障害がい。

成年後見制度

精神上の障がいによって判断能力が十分でない人（認知症、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するため、家庭裁判所における手続きを経て、本人の判断力に応じて、成年後見人や保佐人等を選任し、本人のための財産管理等を行う制度。

セクシャル・ハラスメント

男女雇用機会均等法では、雇用の場において相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲載等、様々な形態のものが含まれる。特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

現在では広い意味で考えられており、相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲載等、様々な形態のものが含まれる。

認知症

2004（平成16）年12月24日付けの厚生労働省の通達によって、「痴呆」という用語に代わり、現在では「認知症」が用いられている。認知症の症状は、物忘れや身体障がいに止まらず、人格の崩壊に至る場合もある。

ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらずすべての人々が、人間として普通に暮らせる社会がノーマルな社会であるとし、その現実のために障がいを取り巻く環境を改善していこうとする考え方。

ハンセン病

らい菌によって起こる感染症だが感染力が弱く、発病の危険性はほとんどない。今日では~~医~~治療法が確立されている。

プロバイダー

インターネットを利用する際に、接続サービスを提供する事業者のこと。

隣保館（りんぽかん）

旧同和地区及びその周辺地域の住民を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の為の住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター（コミュニティ

センター)として、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業を及び国民的課題として人権・同和問題に対する理解を深める為の活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的としている。

2015（平成27）年の意識調査

「仲多度人権・同和問題に関する意識調査」のこと。本町では、保育所・幼稚園・小学校・中学校の保護者1140人、教職員等200人、町職員208人など合計1584人を対象に実施した。

資 料

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000(平成12)年12月6日 法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施期間の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について

ての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例

1996（平成8）年3月26日 県条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生の防止について県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の同和地区での居住に係る調査（以下「調査」という。）の防止に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、国及び市町と協力して必要な啓発を行うものとする。

（市町の責務）

第3条 市町は、住民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について必要な啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第4条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するものとする。

2 県民及び事業者は、自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為、調査に係る資料を提供する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

（指導及び助言）

第5条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

（申出）

第6条 調査の対象とされた者又は当該調査の事実を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

（勧告等）

第7条 知事は、県内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）が自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託したと認めるときは、当該県内事業者に対し、当該行為を中止すべき旨及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うに当たり必要な限度において、県内事業者に対

し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた県内事業者がその勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた県内事業者がこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該県内事業者に対しその旨を通知し、当該県内事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第8条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて解釈し、及び運用するようになければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

まんのう町人権擁護に関する条例

2006（平成18）年3月20日 町条例第112号

（目的）

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、部落差別をはじめ、あらゆる差別を速やかに解消し、もって人権擁護の意識の高揚を図り、差別のない明るいまんのう町の実現に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（町民の責務）

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

（施策の総合的かつ計画的推進）

第4条 町は、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

（実態調査等の実施）

第5条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。

（推進体制の充実）

第6条 町は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

（審議会）

第7条 町は、第4条に規定する施策の推進についての重要事項を調査審議する機関としてまんのう町人権擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

部落差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年12月16日 法律第109号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016（平成28）年6月3日 法律第68号

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの

（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(総務・法務・文部科学・内閣総理大臣署名)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年4月1日 法律第65号

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を

解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。